

広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（仮称）の概要について

1 要旨・目的

中小企業者等の円滑な事業の再生の促進及び債務の整理を図り、もって地域経済の振興に資するため、「広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（仮称）」（以下「損失補償条例」という。）の制定を予定しており、この度、その素案を取りまとめました。

2 現状・背景

コロナ前の売上に戻っていない中小企業者等が依然として多く、原油価格や物価高騰、円安の進行等の影響もあり、中小企業者等は引き続き厳しい事業環境に置かれています。

こうした中、中小企業者等の事業再生や債務整理が必要となる場面においては、金融機関や保証機関が債務を減免する場合があります、保証機関へ損失補償を行っている地方自治体も協調して対応する必要性が高まっています。また、国においても、地方自治体の権利の放棄に関する条例整備について全国的な働きかけが行われています。

こうした状況を踏まえ、官民金融機関や広島県信用保証協会（以下「保証協会」という。）と協調して、中小企業者等の円滑な事業再生等に必要な権利放棄を迅速に行うため、損失補償条例を制定します。

3 条例の内容

(1) 権利の内容

保証協会が代位弁済した際に生じる中小企業者等に対する求償権のうち、県と保証協会の損失補償契約に基づく回収納付金相当額*

※ ゼロゼロ融資（民間金融機関での実質無利子・無担保融資）の場合は、保証協会が権利放棄する額の4%

(2) 権利放棄の条件

公的機関の支援により策定された事業再生計画など、条例に定める権利放棄の基準に該当し、かつ、知事が地域経済の振興に資すると認める場合に、権利放棄を行います。

なお、権利放棄した案件については、議会報告を行います。

4 条例制定による効果

(1) 企業価値の毀損防止（地域経済への影響）

事業再生や債務整理の迅速化と匿名性の確保による企業価値の毀損防止

(2) 実質回収額の最大化（経済合理性）

企業価値毀損前に早期に事業再生や債務整理を図ることによる効果的な債権回収

(3) 事業再生や再挑戦しやすい広島県の実現（イノベーション立県）

条例制定により県内企業の挑戦意欲の向上や本県での創業を後押し

参考

1 権利放棄の基準

権利放棄の基準は、次のとおり、法律に基づき設置された公的機関が策定を支援した再生計画や弁済計画など、公正かつ適切と認められるものを条例で規定します。

① (株)整理回収機構が策定を支援した再生計画	【金融再生法】
② 特定調停・民事調停に基づき策定された再生計画・弁済計画	【特定調停法・民事調停法】
③ (株)地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った再生計画	【(株)地域経済活性化支援機構法】
④ (株)地域経済活性化支援機構が特定支援決定を行った再生計画・弁済計画	【(株)地域経済活性化支援機構法】
⑤ 震災支援機構が支援決定を行った再生計画	【(株)東日本大震災事業者再生支援機構法】
⑥ 産業復興相談センターが産業復興機構に対して行う債権買取の要請	【(株)東日本大震災事業者再生支援機構法】
⑦ 特定認証紛争解決手続に基づき策定された再生計画	【産業競争力強化法】
⑧ 中小企業再生支援協議会事業として策定を支援した再生計画	【産業競争力強化法】
⑨ (独)中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再生計画	【産業競争力強化法】
⑩ (独)中小企業基盤整備機構が策定を支援した再生計画	【産業競争力強化法】
⑪ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン又は同ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則に基づき策定された弁済計画	
⑫ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき策定された再生計画・弁済計画	
⑬ サービサー機能を活用した反社債権の買取り等に係るガイドラインによる特定金銭債権の買取等に関する申込	
⑭ その他前各号に準ずるものであって、知事が適正なものと認めるもの	

※ ガイドラインに基づく基準(⑪⑫⑬)は、別途、規則で定めます。

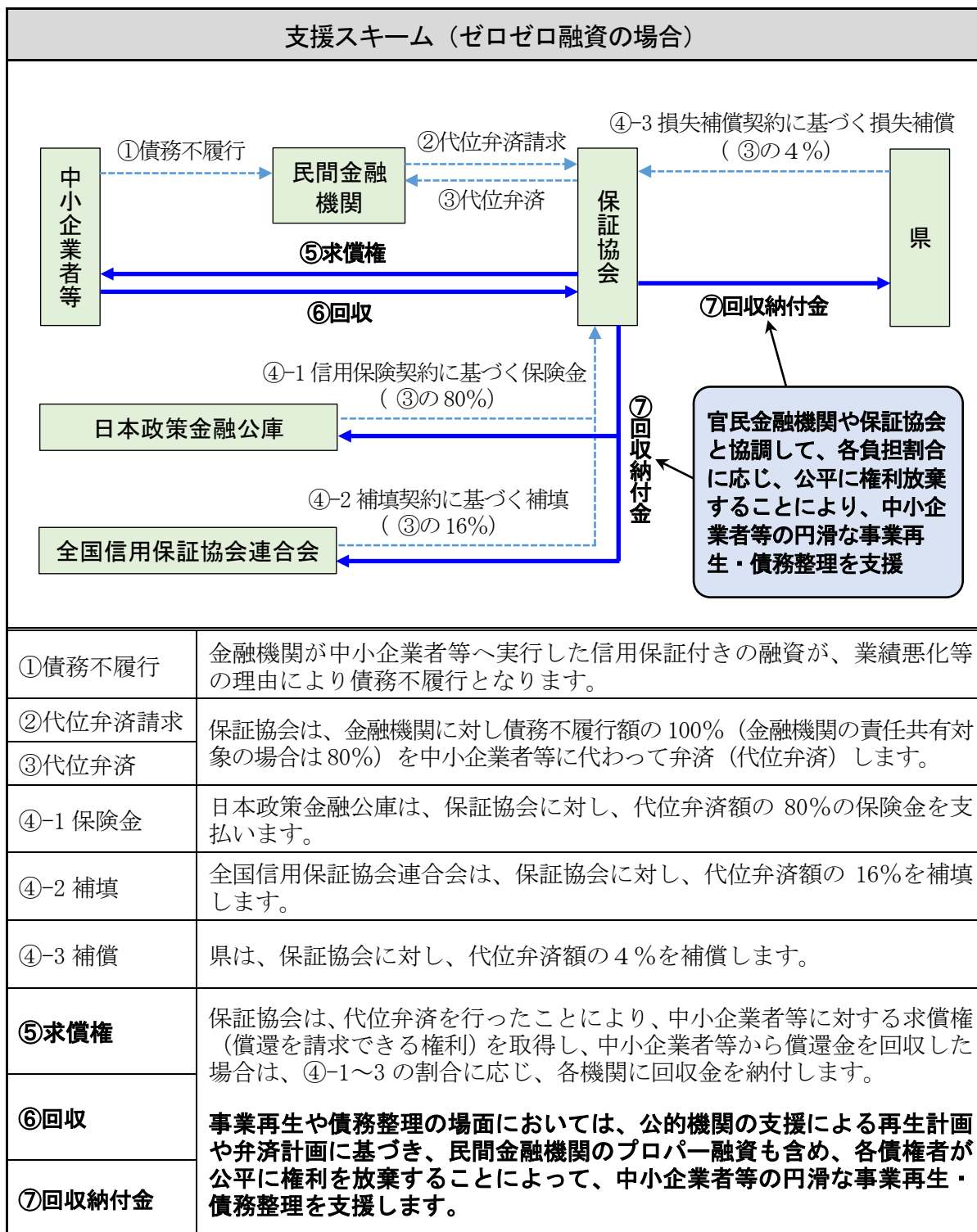
2 権利放棄の種類

権利放棄の種類は、次のとおり、「一般的な権利放棄」のほか、事業再生等の場面において活用される「不等価譲渡」や「資本的劣後債権への転換」とします。

①放棄	保証協会が代位弁済した中小企業者等への求償権を放棄
②不等価譲渡	保証協会が代位弁済した中小企業者等への求償権について、再生ファンド等へ額面より低い価格(時価)で譲渡
③資本的劣後債権への転換	保証協会が代位弁済した中小企業者等への求償権について、他の特定の債権又は一般の債権より返済の順位が劣る借入として転換

3 支援スキーム

中小企業者等が債務不履行となり、公的機関の支援により再生計画や弁済計画が策定された場合などには、官民金融機関や保証協会と協調して、迅速に権利放棄を行うことにより、中小企業者等の円滑な事業再生や債務整理を支援します。



4 条例の施行予定日

公布の日から施行予定